

(案)

私たちのまち鎌倉のことに関心を持ち、自分たちでより良くしていこう という思いを共有して行動するための指針（素案）

目次

- 1 はじめに
- 2 基本的な考え方
 - (1) 市民活動推進について
 - ア 基本的な考え方
 - イ 活動推進のための6つの方策
 - (2) 協働推進について
 - ア 基本的な考え方
 - イ 協働推進のための6つの方策
 - (3) 鎌倉のまちをより良くしていくために、それぞれが担う役割について
- 3 市民活動・協働の推進のための施策
 - (1) 活動の場の提供に関すること
 - (2) 財政的支援に関すること
 - (3) 情報公開・提供に関すること
 - (4) 協働に関すること
 - (5) 市民活動の啓発及び学習機会の提供、人的支援に関すること
 - (6) 市の施策の立案、実施及び評価の過程への参入機会の提供に関すること
 - (7) 市民活動センターに関すること
 - (8) 市民が共に考えていく場（指針の見直し、施策の進行管理）に関すること
- 4 推進体制

(案)

1 はじめに

鎌倉は、日本初のナショナルトラスト運動となった御谷騒動や全国に先駆けた平和都市宣言、日本で初めての公設市民運営で開設した市民活動センターなど、鎌倉のまちを思い、自ら行動する人々によって守られ、支えられ、創られてきた市民活動が活発なまちです。また、最近では若い世代による新しいアイデアや技術を活用した活動なども行われています。

しかし、少子高齢社会、人口減少社会の到来、女性の社会進出などの社会情勢の変化や、情報社会の進展など、市民を取り巻く環境は大きく変化し、また市民のニーズや地域の課題は多様化してきています。行政によるサービスに加えて、市民自らが公共の担い手となり、市民ならではのサービスや市民同士の協力によって、また、市民と行政の協働、市民と事業者の協働、事業者と行政の協働など多様な主体が連携することによって、きめ細かく柔軟に対応していくことが必要です。

鎌倉市では、市民ニーズの充足や課題解決に向けて、市内で活発に行われている市民活動をさらに支援していくため、また多様な主体が連携するまちとして協働を推進していくために、(仮称)市民活動推進条例検討会を設置し、平成28年5月から条例の制定に向けて検討を重ねてきました。

(仮称)市民活動推進条例検討会では、鎌倉のまちを自分たちでより良くしていこうという熱意ある市民による活発な意見交換が行われてきました。条例検討会では、市民一人ひとりが鎌倉のまちや地域の課題を自分事として捉えて行動し、また行動する人の思いを共有してお互いが協力し合っていくことが重要であるという考えのもとに条例案を作成し、「私たちのまち鎌倉のことに関心を持ち、自分たちでより良くしていこうという思いを共有して行動するための条例(以下「条例」という。)」ができました。

この指針は、条例第3条で規定する「基本理念に基づき、市民等及び鎌倉のまちに関わるものが、それぞれの特性を生かし鎌倉のまちを創っていく主人公として活動ができる環境を整備し、当該活動を支援する」ためのものとして、条例検討の過程で出た市民の意見や議論を基に、市の市民活動や協働を推進していく方針や具体的施策を定めています。

条例の基本理念を具体化していくために、一人ひとりが何かを始めてみようとするきっかけづくりや、既に行動している市民活動団体を支援し、その活動をさらに充実させていくため、また、公共サービスや公益的な活動に市民の声や市民の力が発揮できるよう協働を進めていくためのものです。この指針によって、市民を後押しし、自らがまちを創っていく主人公として行動するとともに多様な担い手が手をつなぎ、共に歩んでいくまちを創っていきます。

(案)

この指針を読むにあたって基礎的な用語の説明

(1) 市民とは

鎌倉に住んでいる人、鎌倉で働いている人、鎌倉に通学している人のほか、鎌倉のまちが好きで鎌倉のために活動をしている人をいいます。個人だけでなく、団体や、企業などの事業者も含まれます。

(2) 市民活動とは

市民の自主的で営利を目的としない社会貢献活動をいいます。

(3) 市民活動団体とは

特定のテーマに基づき、自発的に社会貢献活動を行う団体のことをいいます。

(4) 協働とは

市民活動団体と市など、2つ以上の主体が互いに対等であることを認識し、互いの特性や持てる資源を活かしあって、取り組む課題、目的及び過程を共有し、協力して新たな公共サービスの創出や公益性の高い事業に取り組むことをいいます。

(5) 中間支援組織とは

中間支援組織は、市民、市民活動団体、企業、行政等の間に立って、様々な活動を支援する組織のことをいいます。

【解説】

(1) 多様化する地域課題に対して、鎌倉のまちに関係する多様な人や団体等が、その役割や立場、特性に応じて力を発揮、または力を合わせることで、課題解決が図られたり、活力ある地域社会が創られることから、在住、在勤、在学する人や団体等に加えて鎌倉のまちに関わるすべての人や団体等を、この指針では「市民」と呼びます。

(2) 生活する上で困ったり、不便を感じたり、「こうなったら良いのにな」と考え、自分で何とかしようとして行動している人は大勢います。地域の課題を人任せにするのではなく、自分で何とかしようと考え、動き出すのが市民活動です。市民活動には多様な分野があり、鎌倉は、環境問題や子育ての分野など、全国的にも先駆けて市民が動き、成果を上げてきました。そうした伝統は未来に引き継いでいかなければなりません。

また、趣味やサークル活動、地縁組織による活動もさらに一步踏み出し、鎌倉のまちをより良くしていくための活動として公益性を高めた活動につながることを期待されます。

ただし、特定非営利活動促進法第二条で定める「宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの」、「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの」、「特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの」は市民活動から除きます。

(3) 市民活動団体は、市民団体と言ったり、ボランティア団体と言ったり、大きくNPOということもありますが、誰でもが参加でき、外に開かれている団体は、広く市民活動団体と捉えます。法人格の有無は関係ありません。(1)の「市民」の中にも含まれていますが、「市民」の中でも公益的なサービスの提供や課題解決に向けた活動をする主体として大きな役割を果たしています。

また、地縁組織やその他の団体も公益的な活動を行う範囲において、この指針では市民活動団体に準じて扱うものとします。

(案)

(4) 社会の課題の中には、市だけでは解決できないこと、市民活動団体だけでも解決できないこと、あるいは企業などの事業者だけでは解決できないこともたくさんあります。市民活動団体と市、市民活動団体と市民活動団体、市民活動団体と事業者など、鎌倉のまちに関わる関係者(ステークホルダー)が責任と役割を分担し、相互の信頼のもと、お互いの資源を持ち寄って協力して解決策を見出そうとするのが、協働です。単独で取り組むよりも、大きな成果が期待されます。とはいえ、協働は目的ではなく、あくまでも協働は手段の一つです。対等な立場で協力することが協働の基本ですが、市の名義後援や共催、委託、市政への参画なども広い意味での協働の一つの段階とします。

協働は、市民活動団体と市、市民活動団体と市民活動団体、市民活動団体と事業者など、多様な組み合わせが考えられます。最近では、企業の社会貢献活動も盛んになってきました。目的を共有した、2者以上の協働もあります。そうした協働が増えるほど、まちの基盤は強固なものになっていきます。

(5) 中間支援組織は「NPOを支援するNPO」とも呼ばれています。個々の市民活動団体が活動や事業を始めるためには、資金や人材、経営ノウハウなどが必要です。そのような市民活動団体のニーズに対応し、情報収集や発信をしたり、資金、人材などの各種資源を提供者から市民活動団体へ仲介したりします。また、市民活動団体をコンサルティングしたり、市民活動団体を育成していく組織です。

2 基本的な考え方

(1) 市民活動推進の基本的な考え方

市民がまちをつくる主役として、市民や地域で共に考え、行動し、まちの課題を解決していくための市民主体の基本的な考え方をもとに、市は支援を行っていきます。

ア 基本的な考え方

- (ア) 市民の主体的な活動による課題解決を支援します
- (イ) 市民活動団体の自立を助け、目標達成ができるようにします
- (ウ) 共に歩む人を増やし、活動の輪を広げます

【解説】

(ア) 社会情勢の変化とともに、市民ニーズも多様化しています。そのニーズにきめ細かく速やかに対応できることが市民活動の強みです。行政が責任を持って行う基本的な公共サービスを除いて、市民自らが主体的に自分の特性や強みを活かし、「自分たちでできることは自分たちでやってみよう」と動きだすことで、多様化する社会のニーズへの対応や社会課題解決の一翼を担うことが期待されることから、市は、市民が主体的に活動しやすい環境づくりを支援していきます。

(イ) 市民活動団体はまだ歴史も浅く、組織や運営の面で不十分な場合もあります。市民活動団体の足腰を強くするためには、活動へのサポートが必要です。一方、市民活動団体は市民ならではの情報やノウハウを蓄積しており、時にはそうした強みを生かして支援する側に回ることも可能です。市は市民活動団体の支援をするほか、支援する側、される側を固定するのではなく、市民活動団体、中間支援組織、事業者等、多様な主体がそれぞれの特性や強みを生かして、相互にサポートできるようにしていきます。

(ウ) 自ら課題を抱えた人を「当事者」と言いますが、当事者でなくても、その課題に共感し、思いを共有して行動していくことはできます。市民活動は情報を発信し、共感する人を増やすことで、活動の輪を広げてきました。

条例では、一人ひとりが地域の課題を自分事と捉え、多くの人たちが連携することで、より良い鎌倉を創ろうと考えています。立場等の違いを超えて様々な主体が協力し合い、支え合って共に歩むことで、これまでとは違う解決策が見えてきたり、新しい社会の在り方を鎌倉から提案できる可能性を秘めていることから、市は市民活動団体に参加する人を増やしていきます。

(案)

イ 活動推進のための6つの方策

- (ア) 会議室等や活動発表の場、交流する場を提供します
- (イ) 参画・協働・課題解決のための情報提供を行います
- (ウ) 学習・研修の機会の提供による人材育成を行います
- (エ) 活動支援のためのコーディネートを行います
- (オ) 活動資金・資源の調達を支援します
- (カ) 市民活動団体の評価と情報公開を行います

【解説】

(ア) 市民活動団体には、事務や会議をする場や、他の市民活動団体等と情報交換をしたり、団体の活動を発表する場、様々な年代や活動を行う人々が気軽に立ち寄り、議論したり交流できる場が必要ですが、公共施設の拡充は限界があります。市は市民活動センターを始めとした公共施設だけではなく民間施設の活用も含めた検討を行います。

(イ) 市民活動団体が活動をより発展させるためには、他の市民活動団体の状況、市政への参画や協働のための情報、課題解決のための情報など、さまざまな情報が必要です。

市は市民活動団体の活動内容や実績のデータベース化や、情報を誰でも利用しやすい仕組みをつくり情報を提供していきます。

(ウ) 市民活動団体のリーダー、スタッフなどが知識・スキルを向上させていくことが活動の継続や発展には必要です。また、これまで市民活動に参加したことがない人や子どもたちなどの若い世代にも、市民活動や協働に興味を持ってもらい、市民活動の担い手を育成していくことが重要です。市は学習や研修の機会を設け、人材を育成していきます。

(エ) 市民活動団体はそれぞれが持っているノウハウや情報を活かし、相互に支援することが可能です。また、時には専門性を持った市内外の専門家や市職員の支援が必要です。

市は、中間支援組織等の知識や経験を積んだコーディネーターが、スキルやノウハウを持った人材と地域や市民活動団体とのマッチング、事業実施のためのコーディネートを行ったり、市民活動団体の専門的な相談に対応できるようにしていきます。

(オ) 市民活動団体の活動資金は会費や寄附金、助成金、補助金、事業収入などがありますが、十分な活動資金を確保できているとは限りません。ファンドや市民活動団体への寄附などの新たな財源の模索と制度を検討し、市民活動団体が段階に応じて必要な資金・資源を調達できる仕組みを作ります。

(カ) 成長途上の市民活動団体や活動実績が少ない市民活動団体は、民間の事業者や実績がある団体と比べると他の団体や市と協働したり、事業を請け負う時にハードルがあります。活動歴が短くても評価の高い市民活動団体や、これからの活動が期待される市民活動団体には中間支援組織が信用保証を行うなど、市民活動団体の信頼性を高めていく仕組みづくりや、市民活動団体の事業や運営状況の評価し、その情報をオープンにしていきます。

(案)

(2) 協働推進の基本的な考え方

協働は市民活動や市民参画の手段の一つです。きめ細かな市民ニーズへの対応に欠かせないものとして、鎌倉市総合計画第3期基本計画にも「協働によるまちづくり」を掲げています。市民活動団体、市などが協働を推進するための基本的な考え方を定め、協働に取り組んでいきます。

ア 基本的な考え方

- (ア) より質の高い公共サービスのために協働を推進していきます
- (イ) 信頼関係の構築と役割分担により責任ある協働を推進します
- (ウ) 協働の拡大と充実のため、協働の評価と見直しによる循環を行います

【解説】

- (ア) 公共サービスの提供にあたり、市民活動団体、事業者等と市がそれぞれの特性を活かして協力することにより単独では得られない効果が期待されるなど、協働がふさわしい事業について、市は市民活動団体等と共に協働を推進していきます。対等な立場での協働に向けてステップアップができるように必要な施策を市が実施していきます。
- (イ) 協働に取り組むものは、協働を行う相手との対話を通じて協働の基盤となる信頼関係を構築し、お互いの立場を理解して役割とリスクを分かちあい、対等な立場で協働していきます。
- (ウ) 市の事業への市民の参加・参画や、委託から協働への発展など市側からの協働領域を拡大していくことと、市民活動団体間で協働のノウハウ・成功事例を広めて市民活動団体の足腰を強くすることで協働の取り組みが充実していきます。協働に取り組んだ結果についてお互いに評価、見直しすることにより、両者の関わり具合をより深めたり、時代やニーズに合った協働に取り組んでいくことができます。

(案)

イ 協働推進のための6つの方策

- (ア) 市の事業実施にあたって協働の可能性を探ります
- (イ) 市の協働に取り組む体制づくりと市職員の意識向上に取り組みます
- (ウ) 市民の参加、参加参画意識の醸成を行います
- (エ) 協働相手としての市民活動団体を育成します
- (オ) 前例や従来のかんじりにとらわれない柔軟性を持って協働します
- (カ) 協働のためのコーディネートを実施します

【解説】

(ア) 市は、市民活動団体と市が既に実施している協働事業のリスト化や協働の度合い（市民参加の度合い）の確認を行い、市が新たな事業を始めるときは、企画、検討、実施、運営に市民活動団体との協働の可能性を検討し、積極的に協働します。協働に取り組んだものは、協働で事業を実施した結果や協働による効果を検証し、協働のノウハウや事例を公開し、共有していくことで新たな協働に活かします。

(イ) 市職員の人事異動で担当が変わっても協働事業が継続していく体制が必要です。市は市職員が協働の必要性を理解し、協働に積極的に取り組むための研修の実施や意識向上を図ります。

市は、市職員が市民活動を行う市民と交流し、市民活動への理解を深め、自らもまちを創る一員であるという自覚を促すために、市職員の市民活動への参加を奨励します。

(ウ) 市民活動団体と市との協働が一部の市民活動団体のものではなく、誰でも市政に参画できるようにする必要があります。市は、市民が、鎌倉のまちのために何ができるかを考え、行動したり、市民活動に参加、市政へ参画したりするための機会をつくるとともに、市民の参加・参画意識を喚起するための情報発信や研修等を行います。

(エ) 市民活動団体の組織力や活動実績、協働の適性等の現状把握により、独立した活動だけではなく協働にも取り組める市民活動団体を、市は市民活動団体と共に育てていきます。協働に取り組んだ実績は評価を行い、次の協働へステップアップできるようにします。

(オ) 社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応していくためには、協働に取り組むものが従来の枠組みにとらわれずに柔軟に対応していく必要があります。市民活動団体も市も前例踏襲ではなく、より良い進め方、考え方を積極的に実行できる環境と意識を持ちます。

(カ) 市民活動団体と市、市民活動団体と市民活動団体、市民活動団体と事業者など異なる主体が協働するためには、市民活動団体の情報や市の情報、地域の情報などに精通し、双方から信頼されているコーディネーターが必要です。コーディネーターが、スキルやノウハウを持った人材と地域や市民活動団体とのマッチングを行ったり、市民活動団体と市とのコーディネートをを行います。また、世代間交流や事業者とのネットワークなど新たな連携を積極的に創り出します。

(案)

(3) 鎌倉のまちをより良くしていくために、それぞれが担う役割について

ア 市民の役割

鎌倉のまちのことに関心を持ち、身近な課題に対して自らできることを考え、行動するとともに、積極的に市政へ参画したり、市民活動に参加、協力をします。

イ 市民活動団体の役割

組織として社会的な課題に対して問題提起し、その解決のために知識や経験、地域性、柔軟性、迅速性などの特性を活かして自発的、自律的に活動します。また、他の市民活動団体や市、事業者等と連携、協働を行います。

ウ 中間支援組織の役割

市民活動団体や市民に寄り添い、支援するとともに、様々な主体のネットワーク化を行います。

エ 市の役割

市民活動の支援施策の実施や市民参画、市民活動団体との協働により、市民が主人公として活躍するまちを創ります。

また、市職員に対して、市民活動の重要性について理解を深めさせ、市職員も鎌倉のまちを創る一員であるという自覚を促します。

オ 市職員の役割

市職員は市民や市民活動団体の意見を聞き、その活動を理解し、また対等な立場で協働を行います。

【解説】

ア 一人ひとりにとって住みよいまちにしていくためには、一人ひとりがまちをつくる主役であるということを自覚し、行動することが重要です。身近な地域や鎌倉のまちのことに関心を持ち、自らができることを考え、行動する人々が増えることで市民活動や地域の活動が活性化します。

イ 市民活動団体は、行政では手が届かないきめ細かな公共的サービスの担い手として、また、市や事業者などとの協働のパートナーとして、その特性を生かして活動することにより、多様化する地域課題の解決が図られます。

ウ 中間支援組織は、市民活動団体や、これからまちのために何か行動したいと考える人々にとって、最も身近な組織として相談対応や情報発信、マッチングなどの支援を行うことが求められています。また、市民と市民活動団体、事業者、市などの交流促進や、団体同士のネットワーク化を図ったり、コーディネートを行うことで多様な主体の連携を作ります。

エ 市は、市民一人ひとりが鎌倉のまちを創っていく主人公として活動することができるように、活動の場の提供や財政的支援、情報公開などの後述する施策を通して支援を行います。また、市の計画や事業に市民参加、参画の機会を増やしたり、市民活動団体との協働による事業実施を一

(案)

層進めていく必要があります。

全ての市職員が、市民活動が果している役割や、協働の重要性について等しく理解して協働の意識を持つことが必要であることから、市は、市職員の研修や市職員が市民活動に積極的に関わるための制度構築などの環境整備を行います。

オ 市職員が市民活動団体等との協働を行うときは、市民活動を行う人々との間で信頼関係を築くことが重要です。市職員は職務としての鎌倉のまちのことに関わるのは当然ですが、自分が働いているまち、または住み、働いているまちとして、鎌倉の市民活動や地域の活動に積極的に関わることで、市職員として培った知識等が地域で生かされたり、市民との相互理解が進みます。

(案)

3 市民活動・協働の推進のための市の施策

市民活動の推進及び協働の推進のための方策を踏まえ、市は、施策を検討、実施していきます。市が直接実施する施策のほか、中間支援組織等と連携して実施する場合や中間支援組織等を支援して実施する場合があります。施策の具体例には、既に実施している事業や、反対に長期的な視野で検討が必要な事業も含まれています。市民活動・協働推進委員会で優先的に取り組むべき施策や施策の見直しを検討し、事業化の検討には市民や市民活動団体の参加・参画を得て行います。

(1) 活動の場の提供に関すること

ア 市民活動団体の活動拠点の整備

会議室や作業スペース、気軽に交流できるフリースペースなど市民活動団体が利用できる場の確保に努めます。また活動の拠点となる事務所の設置を支援します。

- ・コワーキングスペース（※）やシェアオフィス（※）などの設置の検討
- ・施設のバリアフリー化、キッズスペースの設置検討
- ・市民活動支援機能、子育て支援機能、交流機能を備えた新たな施設の検討

イ 既存施設の活用

市内にある2か所の市民活動センターは、平日の会議室の稼働率が70%以上(平成28年度)と利用が多い状態です。市民活動センターだけではなく、他の公共施設や自治・町内会館等のコミュニティ施設、空き家等の有効利用を検討します。

ウ 利用できる施設や設備についての情報提供

市民活動団体が活動のために利用できる会議室や設備、貸出備品について、情報を集約します。

(2) 財政的支援に関すること

ア 市民活動団体の活動資金の支援

市民からNPO法人への寄附を促進する環境づくりや、市の市民活動支援に充てる予算を確保していくために寄附金を活用した基金の設置を検討します。

- ・市指定NPO法人制度
- ・ふるさと寄附金や寄附金付き自動販売機の設置検討
- ・小口資金を助成するための基金の設置検討

イ 活動に伴うリスクの負担に対する支援

市民活動団体が安心して活動を行うために、活動中に指導者や活動者が怪我をしたり、他者に怪我をさせるなどの事故が発生した場合に補償します。市が保険会社と契約して保険料を負担することで、市民活動団体の負担軽減を図ります。

- ・市民活動補償制度

ウ 活動資金確保のために必要な情報の提供

企業や財団など民間から市民活動に対する助成金がありますが、助成金の種類や申請時期、申請方法などの情報を市民活動団体が個別に調べて助成金を得るのは大変です。中間支援組織

(案)

などが助成金の情報収集、市民活動団体に向けた情報提供をしたり、申請の相談受付やノウハウの支援ができるようにしていきます。

エ 協働事業の定期的な見直しにより予算が循環する仕組みづくり

市民活動団体と市が協働で実施している事業について、予算が適正か、市民のニーズや現状に合っているかなどを定期的に見直し、限りある予算の中で新たに生じた課題解決のための協働事業に活用できるようにします。

オ 市民活動団体内のコーディネーターに対する活動支援

市民活動団体が活動を広げていく上で、その団体と他の団体や市民、市などをつなぐコーディネーターの存在が重要な役割を果たします。コーディネーターとなる人材の育成支援やその活動に対する補助制度を検討します。

(3) 情報公開・提供に関すること

ア 市の事業についての情報提供

新たな協働事業の提案や活動の参考となるよう、既に市が実施している協働事業や市民活動団体へ委託している事業の内容とその実績、市からの補助金などの情報を提供します。

- ・相互提案協働事業のプレゼンテーション結果及び事業評価の公開

イ 市民活動団体の情報の収集と提供

市民活動団体の支援や協働の施策を検討するため、市民活動団体の活動内容や運営状況、課題の把握をする必要があります。また、市民活動団体もその公益性から組織や運営の透明性を確保していくことが必要です。

- ・市民活動や地域の活動の状況や課題を把握するための調査の実施
- ・市民活動団体や団体の活動内容に関する情報の提供

ウ 活動に役立つ情報の収集と提供

市民活動を行う上で必要な情報や、役に立つ情報を個々の市民活動団体が集めるのは限界があります。情報を収集して市民活動団体に発信したり、情報を活用して市民活動団体の相談に乗るコーディネーターの配置を検討し、情報提供を行います。

- ・利用できる会議室や貸出備品、設備等の情報
- ・民間の基金や助成金、申請のノウハウ等の情報
- ・研修や講座などの情報
- ・団体の運営に必要な専門知識を持つ人材の情報

エ 利用しやすい形での情報提供

市民や市民活動団体に向けて情報発信する際には、ホームページやSNS、メールマガジン、広報紙等、対象に合わせて効果的な方法で情報を提供します。また、企業などとの連携による情報通信技術の活用も検討します。

(案)

(4) 協働に関すること

ア 市職員の意識向上

市が市民活動団体との協働を進めていくために、市職員が市民活動団体と直接交流する機会を増やし、市民活動や協働に対する理解を深めていきます。

- ・市職員と市民活動団体の交流事業
- ・市民活動体験研修
- ・市職員が地域の一員として市民活動や地域の活動に参加する制度の検討

イ 協働に取り組みやすい、取り組みたくなる事業の実施

市民活動団体の始動期、活動が軌道に乗ったランニング期などの市民活動団体の成長段階や実施する事業に合わせて、対等な立場で取り組む協働だけでなく、名義後援や共催など市民活動団体と市の関わり方には様々なメニューがあります。

また、市の事業については協働の可能性について検討を行い、協働によって相乗効果が見込まれる事業を積極的に協働事業として提案していきます。

- ・名義後援、共催、補助
- ・相互提案協働事業
- ・協働ハンドブックの作成

ウ 協働事業を行う団体の支援

協働事業の実績とノウハウを市民活動団体同士で共有したり、実績の公表によって市民活動団体の信頼性を高めたりすることで協働の段階がステップアップできるようにします。

また、協働事業を行う上で必要な法制度や行政計画、市の予算の仕組み等に関する知識や情報を市民活動団体に提供し、共有していきます。

- ・市民活動団体の事業評価・信用保証の仕組みの検討
- ・事業や指定管理施設等の目的に応じて市民活動の視点や特性に合った評価方法の検討
- ・協働事業が継続するための仕組みと協働事業の定期的な見直し

エ 多様なセクターの連携の推進

立場や役割が異なる市民活動団体や事業者、地縁組織、教育機関、市等、多様なセクターが連携し協働していくために、相互理解と信頼関係の構築、課題の共有を行います。

- ・全市横断的なネットワークの構築
- ・ネットワークをつなぐコーディネーターの配置検討
- ・協働事業推進連絡会・合同会議の開催
- ・専門職や起業家等のネットワークとの連携によるプロボノ（※）の活用検討

(5) 市民活動の啓発及び学習機会の提供、人的支援に関すること

ア 活動を始めるための環境づくり

これまで市民活動に参加したことがない人でも、自分ができることを考えて行動していくための支援や市民活動の支援者を増やすための広報啓発を行います。また、子どもの頃から鎌倉のまちのために自ら行動するという意識付けを行い、市民活動の担い手を育成していきます。

- ・ワンストップ相談窓口の設置

(案)

- ・活動を始めるきっかけとなる講座や勉強会の開催
- ・活動実績がある市民活動団体や人をマッチングするコーディネーターの配置検討
- ・学生ボランティアの参加促進
- ・学生や子どもたちが市民活動や協働について理解し、考えるためのワークショップや市民活動体験の実施
- ・市民活動団体の活動紹介、PRの場の設定

イ 活動をより充実させるための支援

市民活動団体の始動期、ランニング期、停滞期などの段階や実施する事業等に応じて、専門的な相談に対応できる体制を作ります。

- ・運営マネジメントの講座や専門相談の実施
- ・運営や活動に関するアドバイザーの派遣
- ・ネットワークづくりを行うコーディネーターの配置検討
- ・ワークショップ等による市民活動参加者の主体的な学習や意見交換の場の設定

(6) 市の施策の立案、実施及び評価の過程への参入機会の提供に関すること

ア 市政への市民参画機会の拡大

市民が自分のできる方法でまちのために行動したり、多様な方法で市の施策や事業に参加、参画しやすいようにしていきます。

- ・パブリックコメントやアンケート、ヒアリング、ワークショップ等の実施

イ 市民活動団体が市の事業を行うための新しい仕組みづくり

市が作成した仕様書に基づく現行の「委託」ではなく、市民活動団体がもつノウハウや特性、市民のアイデアを活かした方法で市の事業を実施する仕組みを検討します。

- ・（仮称）提案公募型委託制度の実施

(7) 市民活動センターに関すること

ア 情報、資金、ボランティアなどの社会資源の分配

市民活動センターが各種の情報や資金、ボランティア、専門家などの社会資源を集めて、市民活動団体に分配していきます。

- ・専門相談の強化や専門家の人材派遣の実施
- ・インターンシップ等による若者の参加促進
- ・学生ボランティアの参加促進
- ・情報を集めて活用するコーディネーターの配置検討

イ 市民活動団体の交流や団体同士の支援、他セクターとの連携をスムーズにするネットワークづくり

市民活動センターが同じ活動分野や分野を越えた市民活動団体のネットワーク、他地域の団体も含めたネットワークづくりを行います。他の中間支援としての機能を果している組織ともつながることでより連携がスムーズになります。

また、市民や市民活動団体の声を把握し、事業者や市など他のセクターに届けます。

(案)

- ・ネットワークづくりの中心となるコーディネーターの配置検討

ウ 新しい価値の創造のための支援

市民活動センターが多様化するニーズや新たな社会課題に対して、市民活動団体による問題提起、課題解決に向けた提案を助けるため、団体の学習機会の提供や資金、専門家の紹介等のバックアップをしていきます。

エ 場の提供

市民活動センターの会議室や作業スペース、気軽に交流できるフリースペースなど市民活動団体が利用できる場を提供します。

- ・コワーキングスペース（※）やシェアオフィス（※）の設置の検討
- ・施設のバリアフリー化、キッズスペースの設置検討
- ・市民活動支援機能、子育て支援機能、交流機能を備えた新たな施設の検討

オ 市民活動団体に寄り添って共に歩む支援

市民活動センターが市民活動団体の活動内容やビジョン、実績等を具体的に把握し、市民活動団体との信頼関係を構築していきます。

- ・市民活動団体や事業者、市から信頼され、情報が集まるコーディネーターの育成
- ・センターの運営を支えるボランティアの協力体制の構築

カ 自主事業の実施

市民活動センターの指定管理者が、自主事業を実施することで、当事者としてのノウハウを蓄積したり、他の市民活動団体と共に事業を実施することで信頼関係を構築するようにします。

(8) 市民が共に考えていく場（指針の見直し、施策の進行管理）に関すること

指針の進行管理、見直しを定期的に行い、時代に合った市民参加・参画、協働を推進する施策及び市民活動の支援を実施していきます。

- ・市民活動・協働推進委員会の設置
- ・施策の検討のためのワークショップやヒアリングの実施
- ・市民活動や地域の活動の状況や課題を把握するための調査の実施

※公益・・・社会全般の利益に繋がるものであり、受益者が特定されないもの

※コワーキングスペース・・・異なる職業や仕事を持った人が集まって仕事場を共有すること。様々な業種、年齢の人々が集まり、仕事をしたり、ノウハウやアイデアを共有し、協働する場所のこと。事務所スペース、会議室、打ち合わせスペースなどを共有しながら独立した仕事を行うワークスタイル。

※シェアオフィス・・・複数の会社や利用者で共同利用するオフィス

※プロボノ・・・職務上の専門的な知識や経験、技能を、社会貢献のために無償もしくはわずかな報酬で提供するボランティア活動

(案)

4 推進体制

「私たちのまちのことに関心を持ち、自分たちでより良くしていこうという思いを共有して行動するための条例」第6条に定める附属機関として市民活動・協働推進委員会を設置します。委員会では様々な立場の市民がまちをより良くするために市民活動や協働の推進について共に話し合い、市に提言していくことで、市民の主導により、市は施策を着実に実行していきます。

また、アンケートやヒアリング、調査、既存の会議等を通じて、市民活動や協働の推進に関する市民の意見、課題を拾い上げ、市民活動・協働推進委員会での検討に活かしていきます。

市が具体的な施策を実施していくために庁内にも検討組織を設置し、庁内各部署との調整や合意形成を図り、全庁的な取り組みを実施していきます。